

中小企業経営力強化支援法の概要

一 背 景

中小企業の経営課題は、多様化・複雑化している。そのため、財務及び会計等の専門的知識を有する者(既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等)による支援事業を通じ、課題解決の鍵を握る事業計画の策定等を行い、中小企業の経営力を強化することが急務となっている。

また、内需が減退する中、中小企業が海外展開を行うに当たって、中小企業の海外子会社の資金調達が困難など、資金面での問題が生じている。このため、中小企業が海外で事業活動を行う際の資金調達を円滑化するための措置を講ずることが急務となっている。

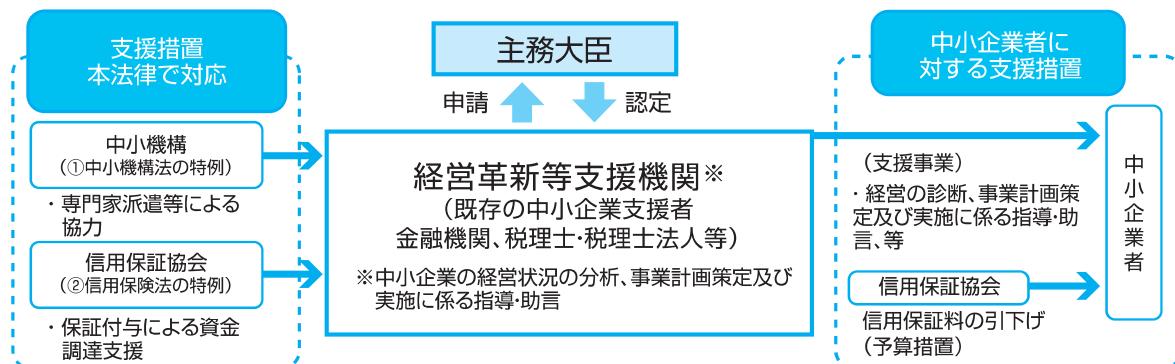
一 法律の概要

中小企業の経営力の強化を図るため、① 既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等の中小企業の支援事業を行う者を認定し、中小機構によるソフト支援などその活動を後押しするための措置を講ずるとともに、②ものづくり産業のみならず、高付加価値型産業(クールジャパンとしての地域産業資源、農業、コンテンツ産業等)も世界に発信可能な潜在力を有する中で、中小企業の海外展開を促進するため、日本政策金融公庫及び日本貿易保険を活用した中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための措置を講ずる。

一 措置事項の概要

1. 支援事業の担い手の多様化・活性化

- (1) 既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等の支援事業を行う者の認定を通じ、中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現する。
- (2) 中小機構の専門家派遣等による協力や保証付与による資金調達支援を通じ、支援事業を支援する。
- (3) これらにより、中小企業は質の高い事業計画を策定することが可能となり、経営能力の強化が図られる。



中小企業経営力強化支援法が施行されました

本会では、これまでにも組合及び組合員企業の皆様に対し、新連携・地域資源活用・農商工連携計画策定や経営課題の解決に向けた専門家の派遣等のご支援を行って参りました。本法律の施行を受けて上記の支援機関としての認定を受けるとともに、その他の支援機関とも連携し、組合及び組合員企業の皆様からのご相談に対し、引き続き積極的に、支援を行って参ります。